

苫小牧市公共基準点等管理保全要綱

令和3年10月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、市が管理する公共基準点及び国土交通省が設置し、市が管理する街区三角点及び街区多角点並びに国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき地籍調査によって設置した測量基準点（以下「公共基準点等」）に関する一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、測量法第5条及び苫小牧市が管理する1級基準点、2級基準点、3級基準点、4級基準点（相当精度の基準点を含む）であって、かつ永久標識を設置したものをいう。

- 2 都市再生街区基本調査で設置された街区三角点は2級基準点、街区多角点は3級基準点、節点は4級基準点相当とする。
- 3 地籍調査によって設置された地籍図根三角点は2級基準点、地籍図根多角点は3級基準点、細部図根点は4級基準点相当とする。

(管理の主体)

第3条 公共基準点等の管理保全の主管課は、都市建設部開発管理課とする。

(市が発注する工事等における公共基準点等の取扱い)

第4条 市が発注する工事等において、公共基準点等を設置した場合は一元的に管理を行うため主管課へその測量成果又は測量記録を引き継ぐものとする。ただし、主管課との協議により一般に公開することが適さないと判断するものについてはこの限りではない。

(管理保全)

- 第5条 何人も、滅失、き損その他の行為により、公共基準点等の効用を害してはならない。
- 2 市長は、公共基準点配置図、設置状況を整理し、使用者の報告のほか必要に応じて現地調査を行い、その保全に努めなければならない。
 - 3 市長は、前項により公共基準点等の異状が明らかになった場合は、安全確保のため応急措置を講じなければならない。

4 工事を行う者又は工事の請負人（以下「工事者」という。）は、事前に公共基準点等の調査を行い、工事施工により公共基準点等の効用を害することのないよう保全のための措置を講じなければならない。

（測量成果の公開）

第6条 公共基準点等の測量成果又は測量記録は、広く利用及び活用され、測量の正確さを確保する目的で公開をする。

（公共基準点等の使用）

第7条 公共基準点等を使用しようとする者は、あらかじめ「公共基準点等使用承認申請書」（様式第1号）を市長に申請し、「公共基準点等使用承認書」（様式第2号）を受けるものとする。

2 前項の規定により公共基準点等を使用する者は、「公共基準点等使用承認書」又はその写しを常時携行し、公共基準点等の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者又は市職員により請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定により公共基準点等を使用した者は、「公共基準点等使用報告書」（様式第3号）を提出するものとする。

（工事施工の届出）

第8条 道路の工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点等の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ主管課と協議の上、「公共基準点等付近での工事施工承認申請書」（様式第4号）を市長に申請し、「公共基準点等付近での工事施工承認書」（様式第5号）により承認を受けなければならない。ただし、公共基準点等の一時撤去（復元）・移設の承認を申請する場合は、「公共基準点等付近での工事施工承認申請書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点等の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輻及び重機等の振動が公共基準点等に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点等から杭、車輻及び重機等の距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点等の効用に支障をきたすと市長が判断する工事

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照測量図（検測前の引照図、距離、角度、高さ等を記入）
- (3) 写真（公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの）
- (4) その他市長の指示する測量資料

4 公共基準点等付近での工事等がしゅん工したときには、速やかに「公共基準点等付近での工事しゅん工報告書」（様式第6号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には次に掲げる図書を添付しなければならない。図書作成にあたっては、

公共基準点等の異状の有無が確認できる着工前・しゅん工を対比した資料を作成しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照測量図（検測後の引照図、距離、角度、高さ等を記入）
 - (3) しゅん工写真（公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの）
 - (4) その他市長の指示する測量資料
- 6 公共基準点等付近での工事等により、公共基準点等の効用に支障をきたした場合は、工事施工者はその効用を回復しなければならない。
- 7 前項の回復方法等については、主管課と協議しなければならない。

（一時撤去及び移設）

第9条 工事施工者が、公共基準点等を一時撤去（復元）又は移設する必要がある場合には、あらかじめ主管課との協議の上、「公共基準点等（一時撤去・移設）承認申請書」（様式第7号）を市長に提出し、「公共基準点等（一時撤去・移設）承認書」（様式第8号）により承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。なお、公共基準点等が3級又は3級相当以上の公共基準点等の場合は、測量法の規定に基づき公共測量の手続きを行うものとし、添付図書は不要とする。ただし、主管課との協議により公共測量の手続きが不要と判断された場合はこの限りではない。

- (1) 位置図、断面図（公共基準点等付近における現況高と計画高を明示したもの）、平面図（掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点等、公共基準点等周辺が確認できるもの）
- (3) 一時撤去（復元）の場合は、引照測量図（検測前の引照図、距離、角度、高さ等を記入したもの）及び全引照点を確認できる写真
- (4) 使用機器検定書及び測量士である資格を有する書類
- (5) その他市長の指示する測量資料

3 一時撤去（復元）及び移設する測量標は再使用できないものとし、主管課が指定する測量標を工事施工者が新たに調達するものとする。

4 工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点等（一時撤去・移設）工事しゅん工報告書」（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

5 前項の報告書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 写真（工事後の測量標、その周辺が確認できるもの）
- (2) 一時撤去（復元）の場合は、引照測量図（復元後の引照図、距離、角度、高さ等を記入）
- (3) 移設の場合は、位置図（掘削位置と測量標の位置関係を明示したもの）
- (4) その他市長の指示する測量資料

(機能の回復)

第10条 公共基準点等の一時撤去(復元)、滅失、き損又は移転等により、その効用に支障をきたした公共基準点等は、原則として既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、主管課と協議の上、変更することができるものとする。

(機能回復の施工者)

第11条 公共基準点等の測量標及び標識等(以下「測量標等」という。)を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点等の一時撤去(復元)、移転の請求があった場合や、主管課との協議で工事施工者による一時撤去(復元)又は移設が困難と認められた場合は主管課で行うものとする。

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき主管課で行うものとする。

3 移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と主管課との協議の上、施行者を決定するものとする。

(設置工事)

第12条 工事施工者は、設置工事にかかる設置位置及び設置方法について、舗装復旧前に主管課と協議しなければならない。

2 設置工事で使用する測量標は、工事施工者が調達するものとする。

3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点等設置工事しゅん工報告書」(様式第10号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。図書作成にあたっては、公共基準点等の異状の有無が確認できる着工前・しゅん工後を対比した資料を作成しなければならない。なお、公共基準点等が3級相当以上の公共基準点の場合は、工事施工者は測量法の規定に基づき公共測量の手続きを行うものとし、添付書類は不要とする。ただし、主管課との協議により公共測量の手続きが不要と判断された場合はこの限りではない。

(1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの)

(2) 引照点成果表、使用機器検定書及び測量士である資格を有する書類

(3) 写真(公共基準点等、公共基準点等周辺、全引照点を確認できるもの)

(4) その他市長の指示する測量資料

6 工事施工者は、第4項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第13条 公共基準点等の設置工事に要する費用（既設の公共基準点等の取り壊し費用を含む。）及び公共基準点等の測量作業に要する費用の負担は、第11条に定める機能回復の施工者が全額を負担するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、管理保全について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(様式第 1 号)

公共基準点等使用承認申請書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 戸
所
申請者
氏
名

苫小牧市公共基準点等管理保全要綱第 7 条第 1 項の規定により公共基準点等の使用について、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで (日間)	
測 量 地 域		
使用する公共基準点	計 点	
測 量 方 法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

(様式第2号)

公共基準点等使用承認書

様

苫小牧市公共基準点等の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
承認条件		
1. 別紙、公共基準点等使用条件を遵守すること。		
2. 使用終了後は、「公共基準点等使用報告書」を提出すること。		
苫 開 第 号 令和 年 月 日		
苫小牧市長 岩 倉 博 文 印		
担当連絡先	苫小牧市都市建設部開発管理課管理係 担当 TEL 0144-32-6111 (内線 2336) 直通 0144-32-6460	

(別紙)

公共基準点等使用条件

- 1 公共基準点等の使用にあたっては、作業者は立入る場所の土地所有者及び施設の管理者に対し、あらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを通知し、立入りの承諾を得ること。
- 2 土地及び施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、土地所有者及び施設の管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点等の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入る土地並びに施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに主管課へ連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、「公共基準点等使用報告書」に次の図書を添付し主管課へ提出すること。
 - (1) 使用した公共基準点等一覧 (別紙)
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表
 - (4) 網図の写し
 - (5) 写真
 - (6) その他市長から指示のあった測量資料

(様式第3号)

公共基準点等使用報告書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 戸
所
報告者
氏
名

基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで (日間)	
測 量 地 域		
使用した公共基準点	計 点	
使用承認番号		
測量 作業 機関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 書 類		
特 記 事 項		

(様式第4号)

公共基準点等付近での工事施工承認申請書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 戸
所
申請者
氏
名

苫小牧市公共基準点等管理保全要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
公共基準点等の名称		
工事 等発 注者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工事 等施 工者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 書 類		

(様式第5号)

公共基準点等付近での工事施工承認書

様

令和 年 月 日に申請のありました公共基準点等付近での工事について、次のとおり承認します。

工 事 場 所	
公共基準点等の名称	
完 了 期 限	令和 年 月 日までとする
承認条件	
1. 公共基準点等付近での工事等により、公共基準点等の効用に支障をきたした場合はその効用を回復することとし、効用の回復方法等については主管課と協議すること。	
2. 工事等が完了した場合は、速やかに「公共基準点等付近での工事しゅん工報告書」を次の図書を添付して提出し検査を受けること。図書作成にあたっては、公共基準点等の異状の有無が確認できる着工前・しゅん工を対比した資料を作成すること。	
(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの）	
(2) 引照測量図（検測前の引照図、距離、角度、高さ等を記入）	
(3) 写真（公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの）	
(4) その他市長の指示する測量資料	
3. 特記	
苦 開 第 号	
令 和 年 月 日	
苦小牧市長 岩 倉 博 文 ㊟	
担 当 連 絡 先	苦小牧市都市建設部開発管理課管理係 担当 TEL 0144-32-6111（内線 2336） 直通 0144-32-6460

(様式第6号)

公共基準点等付近での工事しゅん工報告書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 戸
所
報告者
氏
名

令和 年 月 日付苫開第 号で承認を受けた公共基準点等付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 名		
工 事 場 所		
工事しゅん工日	令和 年 月 日	
公共基準点等の名称		
工事施工承認番号		
工事 等施 工者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 書 類		
特 記 事 項		

(様式第7号)

公共基準点等（一時撤去・移設）承認申請書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 戸
所
申請者
氏
名

工事等により支障となる公共基準点等の（一時撤去・移設）について、苫小牧市公共基準点等管理保全要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

工 事 名		
工 事 場 所		
一時撤去・復元する 公共基準点等の名称		
一時撤去・復元する 理 由		
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
一時撤去・移設期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
工事 等施 工者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 書 類		
備 考		

(様式第8号)

公共基準点等（一時撤去・移設）承認書

様

令和 年 月 日に申請のありました公共基準点等の（一時撤去・移設）について、次のとおり承認します。

工 事 場 所	
公共基準点等の名称	
完 了 期 限	令和 年 月 日までとする
承認条件 1. 測量標の一時撤去時期、位置及び復旧方法等については、主管課と協議すること。 2. 撤去した測量標については申請者が処分すること。 3. 新しい測量標の標識番号は、主管課より指示する。（移設の場合） 4. 使用材料等に疑義が生じた場合は、主管課と協議すること。 5. 工事完了後は、速やかに「公共基準点等（一時撤去・移設）工事しゅん工報告書」を主管課へ提出すること。 6. 工事の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに主管課へ連絡すること。 7. 特記	
苫 開 第 号 令 和 年 月 日	
苫小牧市長 岩 倉 博 文 ㊟	
担 当 連 絡 先	苫小牧市都市建設部開発管理課管理係 担当 TEL 0144-32-6111（内線 2336） 直通 0144-32-6460

(様式第9号)

公共基準点等（一時撤去・移設）工事しゅん工報告書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 丁
所
報告者
氏
名

令和 年 月 日付苫開第 号で承認を受けた公共基準点等の（一時撤去・移設）の工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 名		
工 事 場 所		
工事しゅん工日	令和 年 月 日	
公共基準点等の名称		
工事施工承認番号		
工事 等施 工者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 書 類		
特 記 事 項		

(様式第10号)

公共基準点等設置工事しゅん工報告書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 戸
所
報告者
氏
名

公共基準点等の設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 名		
工 事 場 所		
工事しゅん工日	令和 年 月 日	
公共基準点等の名称		
工事施工承認番号		
工事 等施 工者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 書 類		
特 記 事 項		